

# 銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.12

## 最近の規制動向（2026 年 1 月～2 月初旬）

=====

<< index >>

1. FSB による 2025 年の破綻処理報告書
2. 英国におけるバーゼルIII最終化の実施に関する最終規則
3. 英国銀行における 2026 年の監督上の優先事項
4. お問い合わせ先

=====

### 1. FSB による 2025 年の破綻処理報告書

FSB は 2026 年 1 月に、2025 年の破綻処理報告書を公表した。この報告書は、2025 年における破綻処理改革に関する FSB の取組みを総括するとともに、2026 年の優先事項を示したものである。FSB は近年、破綻処理改革の進捗状況を示した同様の報告書を毎年公表している。

FSB は 2025 年において、移転ツールの実用化に関する事例集の公表、バйлインの実行に関するタスクフォースの設置、保険会社の再建・破綻処理計画（RRP）に関するガイダンスの更新など、破綻処理改革に関する一連の取組みを進めた。他方で、2026 年の優先事項としては、既存の破綻処理に関する国際基準の実施および実用化が掲げられている。2026 年中には、銀行・保険会社・中央清算機関（CCP）の破綻処理に関する国際基準やガイダンスの大幅な見直しは予定されていないものの、FSB はピアレビューや実務事例の共有等を通じて、金融セクターや法域全体における破綻処理枠組みの実用化を後押しする方針である。特に、直近の銀行危機で顕在化した課題を踏まえ、破綻処理時の資金調達やクロスボーダーのバйлインの実行といった論点に重点

が置かれている。具体的には、2018年6月に公表された「実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素」の実施を支援するための事例集の策定などが予定されている。

このように、FSBの焦点が破綻処理戦略等の実効性確保へと移行していることを踏まえ、金融機関においては、RRPの形式的な整備にとどまらず、RRPにおけるテストリングなどの取組みを高度化していく必要があると考えられる。今後公表されるFSBの報告書等は、金融機関における実務対応を進める上で参考になりうることから、FSBの動向を引き続き注視することが重要であろう。

## 2. 英国におけるバーゼルIII最終化の実施に関する最終規則

英国の健全性規制機構（PRA）は2026年1月、政策文書（PS1/26）「バーゼル3.1の実施：最終規則」を公表した。これは、英国におけるバーゼルIII最終化の実施に関する最終的な政策方針・規則・監督上の期待等を取りまとめたものである。併せて、市中協議文書（CP17/25）「バーゼル3.1：市場リスク枠組みの調整」および市中協議文書（CP17/23）「市場リスクに係る外国為替（FX）ポジションの資本賦課」に寄せられた意見に対するフィードバックおよびPRAの最終方針も示している。最終規則等は2027年1月1日から施行される予定であるが、市場リスクの内部モデル手法（FRTB-IMA）に係る規定のみ、2028年1月1日からの適用とされている。

なお、市中協議結果を踏まえた市場リスク枠組みの調整を除くと、これまでに公表された政策文書（PS17/23、PS9/24、およびPS7/25）で定められたバーゼルIII最終化の実施方針から大きな方向転換は行われていない。他方で、ルールの明確化等を目的とした軽微な修正は反映されている。

バーゼルIII最終化の実施を巡っては、欧米を中心に国際合意からの乖離がみられている。とりわけ、適用開始時期や市場リスク枠組み（FRTB）の取扱いについては、各法域で足並みが揃っていない状況にある。このような環境の下で、国際的に業務を展開する金融機関にとっては、規則案の再提案が見込まれている米国の動向を注視するとともに、英国等における最終規則の内容を踏まえた影響評価や実務対応を進めていくことが重要になると考えられる。

## 3. 英国銀行における2026年の監督上の優先事項

英国の健全性規制機構（PRA）は2026年1月に、「国際的な銀行の監督：2026年の優先事項」と題するCEO宛書簡（Dear CEO Letter）を公表した。これは、英国で活動する国際的な銀行および指定投資会社に対して、2026年における監督上の重点分野を示すものである。対象金融機関は、直近の定期会合（Periodic Summary Meeting）後に個別に提供されたフィードバックと併せて、本書簡の内容を踏まえた対応を進めることが求められる。なお、PRAは同月に、英国の預金取扱機関向けにも同様のCEO宛書簡も公表している。

PRAは、地政学的緊張の高まり、貿易・金融市場のグローバルな分断、ソブリン債市場への圧力など、不確実性の高い外部環境を背景として、①戦略的なリスク管理、②オペレーショナルレジリエンス、③財務レジリエンス、④データリスク、⑤競争・国際的な競争力・成長の促進といったテーマを監督上の優先事項として掲げている。

さらに、PRAは同月、2026年の監督上の優先事項の一環として、監督プロセスを合理化する方針を示した。具体的には、PRAと監督対象の金融機関との間で実施される定期会合等の一部の監督活動について、従来の年次サイクルから2年サイクルへ移行することなどが含まれる。

このように、英国においては監督上の重点分野を明確化する一方で、監督プロセスの合理化・効率化を進める姿勢も示されている。欧米では近時、金融規制・監督の見直しや簡素化に向けた動きがみられる中、英国における金融当局の監督アプローチの変化についても注視する必要があるだろう。

---

## 4. お問い合わせ先

勝藤 史郎

合同会社デロイト トーマツ

リスクアドバイザー リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1300 Fax: 03-6213-1117

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュートーマツ リミテッド（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また Deloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.